

## 架空請求詐欺にご注意！！

(相談 1)

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という表題のハガキが届いた。未納の消費料金について、訴状申し入れされたことを報告すると書いてある。連絡をしなければ、裁判所から呼び出し状が発行され、給料や財産の差し押さえ等の恐れがあるなどと書いてある。連絡を取った方がいいか。

(相談 2)

携帯電話に、有料サイトの料金が未納だとメールが入った。「本日中に連絡がない場合は法的措置に入る」と書いてあったので、連絡したら、「未納料金が30万円ある。今日までに支払えば、95%は返金される」と言われた。コンビニで電子マネーを購入して支払うよう言われたが、支払うべきか。

(アドバイス)

ハガキやメールを無作為に送り付け、お金をだまし取る「架空請求詐欺」に関する相談が多く寄せられています。今回の2つの相談も「架空請求詐欺」と考えられます。

法的措置や訴訟、差し押さえなどの言葉を使って不安にさせ、連絡をさせるのが第一の目的です。連絡をすると、相手に個人情報取得され、同時に相手のペースで話が進み、お金を支払ってしまうことになりかねません。また、「支払えば95%は返金される」等と言われ、安心して支払ってしまうケースもあります。支払ったお金は戻ってくることはありません。

対処法は、絶対に連絡は取らず無視することです。不安な場合は消費生活センターに相談してください。